

亀山市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第20条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社エフレジ

大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA

2 指定納付受託者を指定した日

令和4年4月1日

3 指定納付受託者に納付させる歳入

市民税・県民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで